

令和7年度「歩くまち・京都」総合交通戦略に係る調査業務 業務委託先募集要領

1 委託業務

令和7年度「歩くまち・京都」総合交通戦略に係る調査業務

2 事業の趣旨

本市では、人と公共交通優先のまちづくりの更なる進化を目指し、令和3年11月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略2021に基づき、公共交通の利便性・快適性の向上や「出かけたくなる」まちづくりを推進している。

本業務では、「歩くまち・京都」総合交通戦略2021の効果について、本市独自のサンプル調査（移動手段分担率調査）により効果測定を行うとともに、当該結果を検証し、公表用の資料として取りまとめを行う。

3 委託業務内容

「業務委託仕様書」のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨（上記2）を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者であること。
- (3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 代表者が成年被後見人、被補佐人又は破産者でないこと。
- (5) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (6) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

5 募集期間

令和7年6月16日（月）から令和7年6月30日（月）午後5時まで

6 契約条件

- (1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額の上限

1, 600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

調査・資料作成に係る印刷費及びその他通信運搬費等一式を含むものとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費の支払条件

支払いについては精算払いとする。

(5) その他

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 応募手続等

公募に応募する者は、次に示すところにより、様式1「プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）」及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎2階 都市計画局歩くまち京都推進室 安藤・水西

TEL (075) 222-3483 fax (075) 213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（様式1） 1部

(イ) 応募資格を満たすことを証明する書類 1部
（会社案内、直近の決算書等）

(ウ) 企画提案書（任意様式） 正本1部、コピー5部の計6部

a 様式・枚数は特に定めない。イラストやグラフ等を織り交ぜ、見やすく、理解しやすい資料となるよう留意すること。

b 別紙「業務委託仕様書」を十分理解したうえで、8（2）審査基準を参考に作成すること。

c 実施方針（背景、問題意識など）、実施体制、類似の業務実績、及びスケジュールは提案書に必ず記載すること。

d A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめ、社名を伏せること。

(エ) 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時

ウ 提出場所及び提出方法

上記「7（1）担当部局」へ持参すること。

なお、持参する際は、予め来庁時刻の目安を電話で報告してから来庁すること。

（3）仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「7（1）担当部局」と同じ。

ウ 質問方法

- ・ 質疑書（様式なし）を電子メールにより送付すること。
- ・ 軽微なものを除き、口頭による質疑は受け付けない。
- ・ 電子メールの件名は以下のとおり記載し、メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

◆メール件名：【●●（質問者名）】戦略に係る調査業務に関する質疑

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和7年6月16日（月）から令和7年6月20日（金）午後4時まで

オ 回答

質疑に対する回答は、令和7年6月25日（水）に歩くまち京都推進室ホームページに公開する。

（4）注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。

- （ア） 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。
- （イ） 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- （ウ） 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- （ア） 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- （イ） 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。
- （ウ） 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。
- （エ） 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- （オ） 提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

（1）審査方法

提出書類に基づき、「歩くまち京都推進室プロポーザルに関する業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、原則、書類審査で選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、ヒアリング審査を実施する場合がある。その旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

(2) 審査基準

以下の項目について審査する（100点×審査員4人 計400点満点）。

審査項目 ()内は配点	評価の着目点
企画提案内容 (55)	○ 「歩くまち・京都」総合交通戦略の趣旨及びこれまでの取組を十分理解した提案であるか ○ 実施手法について、効果的で実現可能な提案であるか ○ 他社と比較し、強みを活かした提案や工夫を凝らした独自性のある提案が含まれているか
スケジュール 実施体制 (20)	○ 企画から実施におけるスケジュールが具体的で妥当なものか ○ 仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために必要な体制を確保しているか
業務実績 (10)	○ 本業務に類似又は関連する業務の実績があるか
見積経費 (10)	○ 見積価格を相対的に評価する
所在地 (5)	○ 本店、支店等の所在地が京都市内にあるかどうか

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、京都市が業務受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

9 スケジュール（予定）

令和7年	6月16日（月）	公募開始
	6月30日（月）午後5時	各種提出書類の提出期限
	7月1日（火）以降	選定委員会による審査、業務受託候補者の決定・通知
	7月下旬	契約締結

10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実施検査が行われる場合は協力すること。
- (3) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて京都市に帰属するものとする。